

国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき「加入者が納付する保険税」と「法律に定める公費」により運営することを原則としています。多くの方は納期限までにお支払いいただいておりますが、納期限が過ぎてもなお、お支払いに応じていただけない方もおります。滞納を放置しておくことは、納付意識の更なる希薄化につながるばかりか、きちんと納付していただいている方との公平性も保てないこととなります。再三の納付催告に対して応答がない、納付可能な状況にもかかわらず自主的な納付に応じていただけない方に対しては、法令に基づく「滞納処分」を行う場合があります。

1. 滞納処分とは

国民健康保険税などを滞納している人の意思にかかわらず、滞納となっている税金等を強制的に徴収するため、滞納している人の財産を差し押さえ、場合によってはその財産を公売等により換価し、滞納している税金等に充てる一連の「強制徴収手続き」をいいます。

2. 滞納処分等の流れ

滞納処分等の手続きの基本的な流れは以下のとおりとなります。

納期限 → 督促・催告 → 財産調査・搜索 → 財産差押 → 換価処分 → 滞納税等に充当

(1) 納期限を過ぎると滞納となります

定められた納付すべき期限（納期限）までに納めないと「滞納」となり、市から督促や催告され納付を促されることとなります。

また、納期限の翌日からは、滞納する本税が完納するまでの間、延滞金が加算されるため、納付が遅れるほど延滞金が増えます。

なお、延滞金も法令等により納付が義務付けられており、延滞金だけが未納の場合でも滞納処分の対象となります。

(2) 法令に基づく督促状の送付

納期限を過ぎても納付されない場合、督促状が送付されます。督促状は単に納付を催告するだけのものではなく、法令に定められた滞納処分の前提手続きとなるため、納期限を過ぎても納付がなければ督促状は法律に基づいて必ず送付されます。

地方税法には「督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押えなければならない」と定められていますので、督促状を受け取った場合は速やかに納付してください。

なお、納期限を過ぎてから納付された場合、行き違いで督促状がお手元に届く場合がありますのでご了承ください。

また、督促状が送付されてもご納付がない場合、電話や文書により自主的に納付していただくよう納付の催告を行うことがあります。

(3) 財産調査及び搜索

督促や納付の催告を行っても納付に応じていただけない場合は、官公署、金融機関、勤務先、取引先など、滞納者の財産を占有する第三者に対して財産調査を行います。(対象となる財産は給与、年金、預貯金、売掛金、家賃収入、生命保険、有価証券、不動産、自動車、動産などすべての財産になります)

また、財産の発見、差押えなどの必要がある場合、滞納者やその関係者の住居等を相手方の意思にかかわらず強制的に搜索する場合があります。

これらの財産調査や搜索は、国税徴収法第 141 条および第 142 条から 147 条の規定に基づき、滞納者に事前に了承を得ずに行うことができます。

(4) 財産の差押え

財産調査により差し押さえる財産を決定し、滞納者の財産を差し押さえます。差押えを行った場合、財産によっては滞納者本人だけでなく、その財産の利害関係人(勤務先、金融機関、不動産の抵当権者等)に、「差押通知書」が送付されます。

※給与、年金、預貯金の差押えが行われると…

給与は勤務先へ、年金は年金事務所へ、預貯金は金融機関へ「差押通知書」を送付します。

給与や年金の差押えは、滞納市税が完納に至るまで、給与や年金から一定額が差し引かれます。

差し押さえた預貯金や給与、年金は取り立て後、滞納税等に充てられます。

※その他の差押え財産は…

売掛金、家賃収入、生命保険など預貯金同様に取り立て可能な金銭債権のほか、有価証券や不動産、自動車、動産(電化製品、宝石などの貴金属、骨董品、絵画等)など、金銭的価値があり換価処分(公売など)により滞納税等に充てることが可能な財産は全て差押えの対象となります。

3. 滞納処分に関する Q&A

Q1 納税者本人の同意のない財産の差押えは違法では？

A1 地方税法では「督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押えなければならない」と定められており、差押えは事前連絡や納税者の同意を必要としない正当な行政処分となります。

Q2 納税者本人の同意のない金融機関等への財産調査は、個人情報保護法に違反するのでは？

A2 税金などを滞納した場合、国税徴収法に基づきすべての財産に対する調査が可能となります。法令に基づく調査のため、勤務先や金融機関などの関係先は、執行機関である自治体の調査に協力しなければなりません。このため、これらの財産調査は個人情報保護法には抵触しない、正当な財産調査となります。

Q3 市役所職員は、税務署職員のような財産の調査や差押えを行う権限を持っているのですか？

A3 市役所で徴税事務を行う職員は、地方税法の規定により、税の賦課徴収に係る検査及び調査又は延滞金の徴収等について市長の職務権限を委任された徴税吏員となります。徴税吏員の職務となる滞納処分の手続きは、国税徴収法に規定されていますが、地方税法をはじめとする公租公課の徴収に関する法令にも準用されていますので、滞納処分は「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」ことになり、税務署職員と同様に法令に基づく滞納処分を自らの判断で執行できる権限を有しています。

Q4 差押えを解除してほしいのですが？

A4 差押えの原因となった滞納税と延滞金を完納するまで差押えを解除することはできません。差押えになってしまう前に、国民健康保険課にご相談ください。

※納付が困難なやむを得ない理由がある方は必ず申し出てください

災害、病気や失業、事業の休廃業により収入が著しく減少したなど、一時的に納期限までに納付が困難となるやむを得ない理由がある方は、「払えないから」とそのままにせず、国民健康保険課に必ずご相談ください。